

議第67号 漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

1 協議の要旨

広島県が設置する倉橋漁港及び豊島漁港に係る漁港及び漁港施設の管理事務については、現在、広島県と呉市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約（平成17年3月20日施行。以下「規約」といいます。）により、広島県から委託を受けていますが、広島県漁港管理条例（昭和40年広島県条例第35号。以下「県条例」といいます。）の一部改正に伴い、規約の規定の整備が必要となることから、広島県と協議するものです。

2 規約の改正内容

放置艇対策の一環として、広島県が設置する漁港施設において、県知事の許可を受けてプレジャーボートを係留保管することができるよう県条例の一部改正が行われる予定（令和元年9月1日施行予定）ですが、当該許可事務については、市町へ管理事務を委託している漁港施設についても広島県が行うこととされているため、呉市が広島県から委託を受ける事務から当該許可事務を除くよう規定を整備するものです。

3 施行期日

広島県と呉市との協議が成立した日

【参考】

